四日市市告示第92号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 平成31年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市独立開業資金融資制度要綱(平成6年3月30日四日市市告示第62号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(融資の対象)	(融資の対象)
第5条 (略)	第 5 条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 産業競争力強化法(平成25年法律第	(2) 産業競争力強化法(平成25年法律第
98号)(以下「法」という。)第2条第	98号)(以下「法」という。)第2条第
<u>24</u> 項各号に掲げる創業者。	23項各号に掲げる創業者。
(3) (略)	(3) (略)
(融資の条件)	(融資の条件)
第7条 (略)	第7条 (略)
(1)(略)	(1)(略)
(2)(略)	(2)(略)
(3)(略)	(3)(略)
(4) 保証料率 0.6%(法第2条第	(4)保証料率 0.6%(法第2条第
<u>24</u> 項第1号に規定す	23項第1号に規定す
る認定特定創業支援 <u>等</u>	る認定特定創業支援事
事業を受けたことによ	業を受けたことによる
る証明書を取得したも	証明書を取得したもの
のにあっては0.3%)	にあっては0.3%)
(5)(略)	(5)(略)
(6)(略)	(6)(略)

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)